

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成29年8月4日

石巻市長 亀山 紘

記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名 石巻市LED照明灯導入調査業務委託
- (2) 仕様 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約日から平成30年3月30日まで
- (4) 業務概要

LED照明灯導入調査	一式
維持管理用GISデータベース作成	一式
LED照明導入計画策定	一式
維持管理手法の検討	一式
- (5) 支払条件 部分払 無し
- (6) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第1号に規定する入札前資格審査型）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録され、登録住所が宮城県内の者で、入札参加資格申請書提出期限日において、次に掲げる全ての要件を満たしているものであること。
 - ① 「測量・建設コンサルタント等の業務」のうち「測量」、「道路」に登録されている者
 - ② 「役務提供」のうち「情報処理サービス」の「システム開発・保守」に登録されている者
 - ③ 次のいずれにも該当する管理技術者を配置できること。
 - ア 当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者
 - イ 測量法に基づく測量士の資格取得者であること。
 - ウ 平成24年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）発注による東北地方内の道路におけるLED照明灯導入調査及びLED導入計画策定の業務について1件以上の完了実績を有する者
 - ④ 次のいずれにも該当する照査技術者を配置できること。
 - ア 当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者
 - イ 空間情報総括監理技術者（日本測量協会）又は地理情報標準認定資格上級

技術者（日本測量調査技術協会）の資格取得者であること。

ウ 平成24年度以降に国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）発注による東北地方内の道路におけるLED照明灯導入調査及びLED導入計画策定の業務について1件以上の完了実績を有する者

(2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。

- ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
- ② 令第167条の4に規定する者
- ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされる者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- ⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者

3 入札日程

手 続 等	期 間 ・ 期 日 ・ 期 限	場 所 等
入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出 (持参による。)	平成29年8月22日(火) 午後5時まで(持参による。)	建設部道路課
入札参加資格の審査結果の通知	平成29年8月24日(木)	ファクシミリ又は電子メールにより通知
仕様書等の閲覧	平成29年8月 4日(金)から 平成29年8月31日(木)まで	建設部道路課及び石巻市ホームページにて公告
仕様書等に対する質問の受付	平成29年8月14日(月)から 平成29年8月18日(金)まで	建設部道路課 ※別紙質疑応答書により質問を受け付ける(持参、ファクシミリ又は電子メールによる。)
回答書の閲覧	平成29年8月21日(月)から 平成29年8月31日(木)まで	建設部道路課及びファクシミリ又は電子メールにより通知

入札日（開札日）	平成29年8月31日（木） 午後1時	石巻市穀町14番1号 石巻市役所5階 建設部道路課
----------	-----------------------	---------------------------------

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号）に規定する休日は、仕様書の閲覧等を行うことはできない。
- 2 閲覧室における仕様書等の閲覧及び質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。
- 3 入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は閲覧図書等で設計図書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、次に掲げる申請書類等を各1部持参により提出して、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出に係る費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）
- (2) 前記2(1)③、④について確認できる技術者資格証書及び健康保険証等の写し
- (3) 前記2(1)③についての配置技術者に関する調書（別記様式第2号）及び類似業務の実績が確認できる契約書・仕様書及びテクリスの写し
- (4) 前記2(1)④についての配置技術者に関する調書（別記様式第3号）及び類似業務の実績が確認できる契約書・仕様書及びテクリスの写し

5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書（別記様式第5号）により通知する。

なお、この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 最低制限価格

本公告の業務については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

最低制限価格の設定基準は「石巻市建設工事及び建設工事に係る調査、設計及び測量の業務の競争入札最低制限価格の設定基準について」の業種区分「測量業務」を準用する。

8 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は2回とする。
- (2) 最低制限価格を下回る入札をした者は失格となり、再度の入札に参加することができ

きない。

- (3) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約による見積もり合わせを行う。

9 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は無効とする。

10 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。
- (2) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

11 契約保証金に関する事項

契約規則第25条及び第26条の規定による。

12 その他

- (1) この制限付き一般競争入札については、石巻市制限付き一般競争入札実施要綱を準用する。
- (2) 入札に参加する者は、本公告のほか、石巻市LED照明灯導入調査業務委託仕様書及び契約規則、石巻市建設工事競争入札参加心得等、関係法令を遵守すること。
- (3) 落札者は、この業務に係る委託契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときには、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (4) 前記(3)の規定による損害賠償金は、本市に生じた実際の損害額が前記(3)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。前記(3)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が前記(3)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。
- (5) 詳細又は不明な点については、石巻市建設部道路課に照会のこと。

電話：0225-95-1111 内線 5655

F A X：0225-23-4345

E-mail：isroad@city.ishinomaki.lg.jp